

平成 28 年度 乃木保育所事業計画

1、 施設の名称

名称 社会福祉法人乃木愛育会 乃木保育所

所在地 島根県松江市浜乃木 6 丁目 2 2 番 1 4 号

2、 計画概要

法人理念

子育て支援の充実発展に貢献し

安心して子育て出来る地域社会の実現を目指します

運営方針

・ 児童福祉法各条項を遵守し、同法の第 3 9 条日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児の保育をおこなう。児童福祉施設最低基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号）及び改正条項を満たし、関係法令に適合した保育所運営をおこなう。

- ・ 0 歳児保育及び 1 1 時間開所延長保育、障害児保育の実施
- ・ 組織としての保育所の特性を生かした子育て支援事業をおこなう。
- ・ 人事管理と研修の徹底で職員の意識の向上を図り、子どもの最善の利益を優先したうえでの保護者へのサービスを心がける。
- ・ 保育環境を整え、子どもが自己決定できる場、安心して遊び生活できる場を提供する。

これらを運営基本方針として下記の保育を全職員で協力しおこなっていく。

保育理念

・社会福祉法人乃木愛育会 乃木保育所は、児童福祉法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育を行うが、保育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日々保護者や地域社会と力を合わせて地域における子育て支援を行う。なお、児童の福祉を積極的に進めるためには職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のための修得と技術の向上に努める。また子育て支援のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。

保育方針

明るい園舎、広い所庭の中で「のびのび いきいき すくすく」をテーマに四季折々の伝承行事を通して情操を養い、直接体験を通して感性を磨き子どもの成長を家庭とともに支え、一人ひとりが自分らしさを発揮し身体も心も健康に育っていくことを願いとして保育する。また、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所が、地域の子育て支援を積極的に行い、安心して子育てが出来るよう保育や子育ての質を向上させるよう充実に努める。

明るく家庭的な雰囲気の中、ゆとりある保育士とのかかわりによって豊かな心を育み、人と安定したかかわりがもてるように援助をする。

子どもの発達、興味関心、季節等考慮し遊びの充実をはかることにより、創造力や感性を養う。また伝承行事を通して日本の伝統文化に触れ情操を養う。

個々の機能、発達を確かめ一人ひとりにあった適切な援助をし、「お兄さんと遊ぼう」の活動を通しバランスのよい、しなやかな心と身体づくりをする。

給食の機会を利用して楽しい食事のマナー、食べる意欲を養うクッキング等食生活を積極的に楽しむ。

人とのかかわりを促し、人に対する愛情、信頼感、人権を大切にする心を育てる。また積極的に地域の人とかかわる機会を作り、交流を楽しむ。集団生活を通して基本的な生活習慣の自立、規律、善悪の判断等社会性を身につける。

地域に開かれた保育所として育児講座、育児相談、保育所体験等実施し子育て支援の増進をはかる。

所庭、公園の自然に親しみ、直接体験を通して五感を育む。

保育目標

いっぱい食べていっぱい遊ぶ元気な子ども

- ・歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を十分に楽しむ。
- ・健康で十分な発育ができるよう薄着の習慣を身につける。
- ・運動や休息、栄養をとり、規則正しい生活を送り、自ら安全を守るような生活習慣及び態度を身につける。
- ・くつろいだ雰囲気の中で情緒が安定し、意欲的に遊ぶ力を育む。

心地よい環境の中で人とのかかわりを喜ぶ子ども

- ・積極的に遊びや生活ができるようにし、自主協調といった社会生活の基礎となるような態度を養う。
- ・相手の人権を尊重し、思いやりのある心を育てる。

感じたこと考えたことを表現する子ども

- ・生活の中で言葉への興味や関心を育て、豊かな情操、思考力、表現力の基礎を培う。
- ・自然の世界に多くふれ、豊かな体験を通して自分なりに物を見たり、感じたり考えたりして、豊かな感性と創造性の芽生えを培う。
- ・自然に対する知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を養う。

自分のことは自分でできる子ども

- ・食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など正しい習慣を繰り返し、自立の芽生えを養う。
- ・身のまわりの簡単なことは、自分で処理する力を育む。

3、 児童処遇

(1) 定員 90名

(2) クラス名及び職員構成 [平成28年4月1日]

クラス名	年齢	子どもの人数	保育士的人数
さくらんぼ	0 歳児	9人	5人
いちご	1 歳児	18人	3人
りんご	2,3 歳児	20人	3人
あんず	3,4 歳児	27人	2人
れもん	4,5 歳児	27人	2人
みかん	0~5 歳児、	8人	1人
フリー			2人

(3) 健康、衛生管理

項 目	実 施 月
健康診断	6月11月(乳児は9月、2月の年4回)
歯科検診	9月
尿検査(就学前児)	10月
身体測定	毎月
頭しらみ	流行期

(4) 給食、おやつ

目的 乳幼児期に好ましい味覚嗜好を形成し、正しい食習慣、生活習慣を身につける。

<乳児>産休明けからの入所が多くなり発達に応じた離乳食を提供する。

個人差に配慮した離乳食〔和食、薄味〕の提供。

- ・咀嚼の機能の発達を促す食形態
- ・体の消化機能の発達に配慮した食材選び
- ・食べようとする意欲を大切にされた食形態、介助のあり方。
子どもを思う親の思いを大切に、家庭と共に。
- ・冷凍母乳を受け入れ母乳育児の継続を支援
- ・離乳食予定表を配布

<幼児>期の食事づくりで心がけていることは

好ましい味覚嗜好形成

- ・和食
- ・薄味(大人にとって)
- ・手作り
食生活の基本を伝える
- ・食事のマナー・・・姿勢・食器、はしの持ち方・食べ方
- ・生活リズム
- ・朝食を食べる
- ・4つのお皿をそろえる
『楽しい・おいしい食事』への配慮
- ・旬の食材・手作りを心がける
- ・行事食・郷土食を献立に取り入れる
- ・友達・職員と一緒に食べる

- ・クッキング
- ・お楽しみ給食

《保護者》

献立表(離乳食・幼児食)の配布

- ・事前に献立を知らせる
- ・使用食材を知らせる

食育だより通信の配布

- ・食に関する情報提供
- ・保育所での食事状況・食育情報
- ・保護者からの提案情報

特別食(食物アレルギー・体調不良)への対応

食物アレルギー

- ・医師の診断書・保護者の依頼書を提出
- ・除去食・代替食の提供

体調不良

- ・下痢食 など

給食の試食(各クラス年に1回の保育参観にて)

- ・給食を試食体験
- ・保育所での子どもの食事状況見学

(5) 安全管理

イ、 児童福祉施設最低基準〔昭和23年厚生省第63条施行〕及びその他の法令並びに関連通達の定めるところによる。

ロ、 保育所危機管理マニュアルを活用する。

- ・感染症対応について
- ・給食管理について
- ・安全管理について

4、 職員

職員構成

〔1〕 施設長、 主任保育士、 保育士、 嘱託医、

栄養士、 看護師、 事務員、 清掃員、

〔 2 〕 職務分担

所 長	大島乃理子
主任保育士	小砂あゆみ 大谷久美子
さくらんぼ組担任	福島玲子 廣江五月 森山愛美 田中由紀 赤祖父美和(リ-) 河村ひとみ(リ-) 【看護師】 法橋郁子
いちご組担任	玉木美奈子 深田千尋 竹田愛
りんご組担任	稲垣美穂 近藤直子 景山さと子 富田陽子(5月復職)
あんず組担任	新田純辞 今井美智子
れもん組担任	田口恵理 福間奈津子
みかん組担任	藤原万里子
事務長	小立孝司
給食担当	錦織麻里 和田智美 杉谷範子
清掃担当	
嘱託医 内科医	嘉戸 撰
歯科医	古賀 宏

〔 3 〕 職員会議

1、職員会議	月末1回	・・・全職員参加
2、チーフ会	月初め1回	・・・各クラスチーフ参加
3、クラスミーティング	月末1回	・・・各クラス
4、給食会議	毎週金曜日	・・・所長・主任・保育士・看護師・栄養士
5、事務連絡	毎日	午前9時45分～10時・・・職員参加

〔 4 〕 健康管理

- イ、 検便(赤痢菌、チフス菌、サルモネラ菌0-157)・・・毎月
- ロ、 健康診断・・・年1回

〔 5 〕 研修計画

島根県保育協議会	保育協議会総会	大島	
	保育者のつどい	大谷・今井・森山	
	児童福祉施設調理担当者研修会	錦織	
	保育所長研修会	大島	
	保育所職員研修会	小砂・福島・稲垣	
	第 62 回中国地区保育研究大会	深田	
	島根県保育研究大会	藤原・田口	
	島根県福祉人材センター	保育士現任研修〔中堅コース〕	玉木
		保育所指導的職員研修	新田
		乳児保育推進研修	廣江
保育士採用 2～5 年目研修		竹田・近藤	
保育のテーマ別研修（栄養・アレルギー）		錦織	
松江市（随時参加）	全職員		
松江市保育研究会に向けての勉強会			

愛育会

社会福祉法人役員セミナー	9 月
社会福祉法人監事研修	2 月
社会福祉法人会計実務研修（中級コース）	10 月 26・27 日

研修内容は、保育所運営、職員の資質向上、児童の処遇向上のため必要と認められたものであること。

年間研修計画を作成し計画的な執行を図る。

保育士職の研修のみならないように注意すること。

研修参加職員に対し研修報告を提出させ職員会議等で報告すること。

研修記録簿を別記様式により作成すること。

〔 6 〕 保護者会

保育所運営及び保育への理解と協力の促進

保護者役員会の組織

保護者会会長・・・1 名

副会長・・・2 名

監事・・・2 名（専門部兼務する）

文化部・・・5 名（部長及び副部長を各 1 名置く）

研修部・・・4名（部長及び副部長を各1名置く）

環境部・・・5名（部長及び副部長を各1名置く）

- ・保護者会保護者会活動を機能的に運営するため専門部を置く。
- ・会長、副会長、各部署は、第1回保護者会役員会で、役員の互選により決定する
- ・役員及び各役割について保護者会総会において承認を得る

保護者会活動

運動会協力、参加

文化部・・・のぎっこ祭り計画、実施

研修部・・・研修会計画、実施

環境部・・・美化作業計画、実施

〔7〕苦情解決

乃木保育所 利用者の意見、要望の相談解決実施要領による

〔8〕秘密保持義務

乃木保育所 個人情報管理規定による

〔9〕虐待防止

児童福祉法第25条の規定による児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号）による

〔10〕施設

施設、設備等の保全、小破修理

- ・総合遊具塗装
- ・2階廊下壁面塗装

〔11〕災害、防犯対策

基本的考え方

- 1、火災等災害の発生を予防すること。
- 2、日頃から建物、消防用設備等を適切に管理すること。
- 3、定期的に避難、防犯等の訓練すること。
- 4、消防計画による防火管理。
- 5、防犯対策システムの構築を進める。

防災設備等の保守点検

自主検査点検、消防設備点検・・・協和通信工業
避難訓練、消火訓練、・・・月1回（内1回松江消防署指導）
地震訓練、不審者訓練
防犯機器を整備し施設と利用者の安全対策を講じる。
子ども地域安全情報メールシステム、防犯カメラ、非常通報装置

〔12〕地域との交流

関連機関との連携	小学校授業参観、乃木保幼小連絡会、 就学前児一年生との交流会、 愛恵保育園年長児とのサッカー交流
サテライト活動	7月 乃木ふるさと祭り 8月 七夕祭り（寿会）のぎっこ祭り 10月 乃木文化祭（乃木公民館）
ボランティア	絵本ボランティア・・・絵本の読み聞かせ
職場体験	県立商業高校他

〔13〕特別保育、子育て支援事業

乳児保育・・・産休明け（生後57日目から）
延長保育・・・保育標準時間 午後6時20分～午後7時20分
保育短時間 午前7時20分～午前8時20分
午後4時20分～午後7時20分
一時保育・・・午前8時30分～午後5時30分
保育所体験の日・・・年12回程度

〔14〕事務、点検、保守業務の委託

- (1) 消防設備等点検報告業務を協和通信工業株式会社に委託する。
- (2) 非常通報装置保守点検を北陽警備保障に委託する。
- (3) 会計業務の点検を尾添会計事務所に委託する。
- (4) 給与ソフト、パソコン、プリンター保守をリコージャパンに委託する。
- (5) 冷蔵庫、冷凍庫、洗浄機の点検をホシザキ中国株式会社に委託する。
- (6) 昇降機の保守点検を有限会社山陰昇降機に委託する。
- (7) その他の業務で委託を必要とする場合は委託する。

〔15〕年間行事

4月	入所の集い お誕生会 こども動物園(他園との交流)	10月	尿検査(就学前児) 焼き芋パーティー お誕生会 美化作業
5月	親子遠足 お誕生会	11月	木の実ひろい 松江市保育研究大会 健康診断 お誕生会
6月	端午の節句 お誕生会 保育参加ふれあいデー 健康診断	12月	おもちつき お誕生会 クリスマス会
7月	プール開き お誕生会 乃木ふるさとまつり くらやみたんけん(れもん)	1月	お誕生会
8月	七夕まつり お誕生会 のぎっこまつり	2月	おたのしみ会 お誕生会 乳児健康診断
9月	歯科検診 お誕生会 おじいちゃんおばあちゃん会 なかよし運動会 乳児健康診断 おいもほり	3月	ひなまつり お別れ会 お誕生会 お別れ遠足(れもん) 育了式 クラス発表

〔16〕家庭との連携

- ・ 日々連絡帳に子どもの様子を記入交換
- ・ 身長、体重測定結果、健康診断結果報告
- ・ 保育所だより、給食だより、献立表、保健だよりを月1回配布
- ・ 情報の公開、保護者とのコミュニティの場としてホームページ開設
- ・ 育児講座

- ・ 保育公開・・・わくわくチャレンジデー（一日保育所体験、給食試食会）
保育参加（年1回）
なかよし運動会（9月）
おたのしみ生活発表会（2月）
- ・ 個別懇談会（12月～3月）